

## 大分大学クライシスマネジメント機構外部評価委員会細則

令和5年2月14日制定  
令和5年クライシスマネジメント機構細則第1号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学クライシスマネジメント機構規程（令和4年規程第37号）第9条第2項の規定により、大分大学クライシスマネジメント機構（以下「機構」という。）の点検、評価及び助言に関する事項を審議するために設置する大分大学クライシスマネジメント機構外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構に関する中期計画の実施状況等の評価に関すること。
- (2) その他機構の点検、評価及び助言に関する事項

### (構成)

第3条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 機構の業務による事業成果を享受できる大分県内の自治体、企業、団体等に所属する者 3人
  - (2) 機構の業務による事業成果を客観的・中立的に監視及び評価できる学外の学識経験者又は報道機関に所属する者 4人
- 2 前項の委員は、機構長が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、選任された年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 外部評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 外部評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより外部評価委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した構成員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について、次の外部評価委員会において報告しなければならない。

### (代理出席)

第7条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

### (委員以外の者の出席)

第8条 外部評価委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第9条 委員長は、外部評価委員会における審議の結果を速やかに機構長に報告しなければならない。

(事務)

第10条 外部評価委員会の事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和5年2月14日から施行する。